

## 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

### ■対象

○老齢基礎年金を受給している方で以下の要件をすべて満たしている方

▷65歳以上である   ▷世帯員全員の市民税が非課税となっている

▷年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約462万円(扶養親族数により変動)以下である

### ■手続き

○現在年金生活者支援給付金を受給中の方は、翌年度分(8月～翌7月)以降毎年継続審査されるので請求書の提出は不要です。審査の結果、支給要件を満たさなくなったときは、「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されます。一度不該当となっても再び支給要件を満たせば、再度請求して受給することができます。

○世帯分離・住所異動などで市民税課税対象者が世帯からいなくなった場合や課税対象者が死亡した場合など、課税世帯から非課税世帯にかわり支給要件を満たすようになったときは、請求書を提出してください。

○前年収入などが減って支給要件を満たすようになったときは、7月1日以降に請求書を提出してください。

○年金生活者支援給付金は、請求書を出した翌月分から支給されます。



『ねんきんダイヤル』: 0570-05-1165 (ナビダイヤル)



日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

問 市民課保険年金係 (内線123)

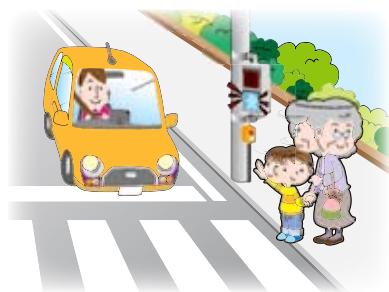
## 夏の交通安全県民運動

7月11日(土)～20日(月) 「ゆずりあう心で 夏の交通事故防止」

### ■子どもと高齢者の交通事故防止

▷子どもや高齢者を見かけた時には「交通事故に気をつけて」などと  
「愛のひと声」を

▷運転者は子どもや高齢者を見掛けたら速度を落とすなど思いやり運転を  
▷70歳以上の運転者は高齢者マークの表示を



### ■横断歩道における歩行者優先の徹底

▷横断歩道を横断しようとしている歩行者や横断中の歩行者がいる場合は、  
その横断歩道の手前で一時停止して歩行者の横断を妨げない

▷道路を横断するときは、付近の横断歩道や信号交差点を利用し、横断中でも必ず安全確認を

### ■全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▷運転者はもちろん、全同乗者がシートベルト等を着用

▷車外放出などシートベルト等非着用の危険性や着用の必要性・効果を家族で話し合い正しく着用

▷6歳未満の子どもを車に乗せる時は、体格に合ったチャイルドシートを着用

### ■飲酒運転の根絶

▷お酒を飲んだら運転しない

▷運転する人にはお酒を飲ませない

▷お酒を飲んだ人には運転させない

問 生活環境課 (内線172)